

# 静電気学会定款

制定 1976 年 10 月 12 日

最新改定 2001 年 12 月 8 日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は静電気学会(The Institute of Electrostatics Japan)という。

(事 務 所)

第2条 本会は事務所を、東京都文京区本郷4丁目1番3号シャルム'80に置く。

(支 部)

第3条 本会は必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 本会は会員の研究発表、知識の交換ならびに会員相互間および内外機関との連絡提携の場となり、静電気に関する学術ならびに技術の進歩発展に寄与し、もって社会の繁栄に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 年次大会(研究発表を中心とする)の開催
3. 講演会、講習会、見学会等の開催
4. 機関誌および学術図書等の刊行
5. 研究の奨励および研究業績の表彰
6. 研究および調査、答申と建議
7. 他学会その他との連絡ならびに協力
8. そのほか本会の目的を達成するために要な事業

## 第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 会員はつぎの4種類とする。

1. 正会員
2. 準会員
3. 賛助会員
4. 名誉会員

(正 会 員)

第7条 正会員はつぎに掲げる各号の一つに該当する者とする。

1. 静電気に関し学識または経験のある者

2. 静電気の応用に密接な関係のある者

3. 静電気障災害の防除に密接な関係のある者

(準 会 員)

第8条 準会員は、大学の学部またはこれに準ずる学校に在籍する学生であって、静電気に関心を持つ者とする。

(賛 助 会 員)

第9条 賛助会員は、団体または個人で第12条の手続きを経て入会を承認され、本会の維持発展に協力するものとする。

(名 誉 会 員)

第10条 名誉会員は、静電気の理論あるいは実際において、とくに顕著な功績のあった正会員で、所定の手続きを経て総会の議によって推薦された者とする。

(会 費)

第11条 会員はその種別に従って別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第12条 本会に入会しようとする者は、正会員1名の紹介により、入会金および年会費を添えて入会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし賛助会員は入会金の納入を要しない。また名誉会員は第10条の定めるところによる。

(会員の特典)

第13条 会員は、本会の刊行する会誌、論文集および図書の優先的配布を受けることができる。

② 会員は研究成果を年次大会または会誌に発表または投稿することができる。

③ 会員は前二項のほか、本会の行う事業に優先的に参加することができる。

(会員資格の喪失)

第14条 会員はつぎの事由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 禁治産および準禁治産の宣告
3. 死亡、失そうの宣告または団体の解散
4. 除籍
5. 除名

(退会)

第15条 会員で退会しようとする者は、会費に未納があるときはこれを納入のうえ、退会届を本会に提出し理事会の承認を得なければならない。

(除籍)

第16条 会費を滞納した会員は、理事会の議決を経てこれを除籍することができる。

② 前項によって除籍された者が、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を認めることができる。

(除名)

第17条 会員が本会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為のあったときは評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(会費の返還)

第18条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第4章 会 議

(総会の種類)

第19条 総会は通常総会および臨時総会とする。

(招集の時期)

第20条 通常総会は毎年1回、会計年度の終了3カ月以内に開く。

② 臨時総会は必要のある場合に随時開催される。

(招集の方法)

第21条 総会は会長が招集する。

② 総会の招集には、開催日より10日以前に会議に付議すべき事項を示し、書面または機関誌などの公示によって通知しなければならない。

(臨時総会の招集)

第22条 会長は、評議員会または正会員の10分の1以上から議案をそえて総会の招集の請求があったときは、請求のあった日から3カ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会長とする。

② 会長がとくに必要と認めた場合は、前項の規程にかかわらず、議長および副議長を指名することができる。

(総会付議事項)

第24条 総会は、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. 財産目録に関する事項
4. 定款の変更および定款により総会の権限に属せしめられた事項
5. 役員を選任に関する事項
6. 第22条により提出された議案に関する事項
7. 表彰に関する事項
8. そのほか会長が必要と認めて付議した事項

(総会の定足数)

第25条 総会は正会員で組織され、正会員の10分の1以上出席しなければ開会することができない。ただし委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会記録の通知)

第27条 総会の議事の要領および議決した事項は会員に周知する。

(評議員会)

第28条 本会に評議員会を置く。

- ② 評議員会は、評議員をもって組織する。
- ③ 評議員は、定数10名以上100名以内とする。

(評議員会招集の方法)

第29条 評議員会は、会長が招集する。

- ② 定例評議員会は、少なくとも年1回以上開き臨時評議員会は必要ある場合に随時開く。
- ③ 評議員10名以上または会員の10分の1以上から議案を添えて請求があったときは、会長は、その請求のあった日から60日以内に評議員を招集しなければならない。

(評議員会の審議事項)

第30条 評議員会は、つぎの事項を審議する。

1. 総会に付議する事項
2. 総会から委託された事項
3. 会員の除名に関する事項
4. 若干名の学会賞選考委員会委員の互選
5. 予算の超過または予算外の支出に関する事項

6. 重要財産の処分に関する事項
7. 諸規則の制定および改廃に関する事項
8. その他会長が必要と認めて付議した事項

(評議員の選任)

第31条 評議員は、会員のうちから隔年12月に選挙によって選任する。

- ② 評議員は地区代表および専門分野別代表とする。

(評議員の任期)

第32条 評議員の任期は、選任のあった翌年の1月1日から4カ年とし、半数ずつ2年毎に改選されるものとする。ただし、重任は妨げない。

なお、任期中に交替を希望する場合には、後任者を会長に推薦するものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とし、その適否については運営理事会が会員の信任投票を代行してこれを行う。

(議長および副議長)

第33条 評議員会には、議長および副議長おのおの1名を置く。

- ② 議長は、評議員会を統括する。
- ③ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があったときは代理してその職務を行う。
- ④ 議長および副議長は、評議員の互選により選出する。
- ⑤ 議長および副議長の任期は1年とする。ただし、重任は妨げない。

(評議員会定足数)

第34条 評議員会は定数の4分の1以上出席しなければ開くことができない。

- ② 第25条ただし書きおよび第26条の規定は評議員会に準用する。

## 第5章 役員、委員および職員

(役員)

第35条 本会には会長、副会長、理事、顧問、相談役、参事、監事および特別理事(以下「役員」と呼ぶ)を置く。

会長 1名

副会長 2名(内1名は東京以外の地域より選出する)

理事 10名以上30名以内(常務理事を含む)

名誉会長 1名

顧問、相談役、特別理事 若干名

監事、参事 若干名

- ② 必要に応じて常務理事を1名以上3名以内置くことができる。

(役員を選任)

第36条 会長、副会長および理事は、正会員のうちから選任する。

- ② 顧問、相談役、名誉会長、および特別理事は、会長が委嘱し、その任期は、委嘱のあった年度の末日までとする。

- ③ 参事および監事は、会長が会員のうちから委嘱し、正会員の承認を得る。

(役員の任期)

第37条 顧問、相談役、名誉会長および特別理事を除く役員は、選任あるいは委嘱のあった翌年の1月1日から翌々年の12月31日までとする。

- ② 役員は任期が満了しても後任者の就任まではその職務を行うものとする。

- ③ 役員が定数より欠けたときは、遅滞なく補欠の選任を行う。補欠または増員による役員は、前任者または現任者の残任期間とする。

- ④ 役員は、特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- ⑤ 役員が辞任を希望するときは、後任者を会長に推薦するものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とし、その適否については運営理事会が会員の信任投票を代行してこれを行う。ただし、この場合の役員とは、会長、副会長を除外した役員とする。

(会長)

第38条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

(副会長)

第39条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、代理してその職務を行う。

(理事)

第40条 理事は、会長の命を受け会務を掌理する。

(常務理事)

第41条 常務理事は会長の命を受け会務を掌理する。

(顧問)

第42条 顧問は、会長その他の役員との諮問に応じ、または理事会の要請のあるときは、これに出席し

て意見を述べることができる。

(相談役、参事および特別理事)

第43条 相談役、参事および特別理事は、会長その他の役員の見事により、特別の会務について意見を述べ、処置することができる。

(監事)

第44条 監事は会務を監査する。

(理事会)

第45条 理事会は、会長、副会長、常務理事および理事をもって組織し、必要に応じ随時に会長が招集する。ただし、定例の会務に関しては、会長が委嘱した理事によって構成される運営理事会が理事会を代行して定例の会務を遂行する。なお、定例の会務とは、第46条の2、3、4、5、6、7およびこれに類する事項をいう。

② 理事会の議長は会長とする。

(理事会審議事項)

第46条 理事会はつぎの事項を審議する。

1. 総会および評議員会に付議する事項
2. 本部、支部および部会の運営に関する事項
3. 第5条に定める事業の運営に関する事項
4. 委員会の設置および改廃ならびにその運営に関する事項
5. 会員の入会および退会、ならびに会員の種類の変更に関する事項
6. 役員任免、事務委託その他に関する事項
7. 役員、委員、職員および評議員の選任にともなう事項
8. その他重要な会務の運営に関する事項

(理事会定足数)

第47条 理事会は、理事現在数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

② 第25条ただし書きおよび第26条の規定は、理事会に準用する。

(委員会)

第48条 会務執行のため委員会を置く

② 委員会は、常置の委員会のほか、必要と認めるときは特別委員会を置くことができる。

(事務局および職員)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局および職員を置くことができる。

## 第6章 資産および会計

(資産)

第50条 本会の資産はつぎのとおりとする。

1. 基本金
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. 寄附金品
6. その他の収入

(資産の分類)

第51条 本会の資産は基本財産および運用財産の2種類とする。

② 基本財産は基本金および評議員会の議決を経て基本財産に編入された財産をいう。

③ 運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし寄附金品であつて、寄附者の指定あるものはその指定に従う。

(基本財産の消費等)

第52条 基本財産は、消費または担保に供することができない。ただし事業遂行のためやむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分または担保に供することができる。

(事業経費の支弁)

第53条 本会の事業遂行に関する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実その他の運用財産をもって支弁する。

(寄附の受領)

第54条 寄附金は、理事会の議決を経てこれを受領する。

(事業計画および収支予算)

第55条 本会の事業計画およびこれにともなう収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て評議員会および総会に提出する。

(収支予算)

第56条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、決算報告書、事業報告書および会員の移動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会、評議員会および総会の承認を受けなければならない。

② 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会、評議員会の議決および総会の承認を受

けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入  
または翌年度に繰り越すものとする。

(予算外の義務負担または権利放棄)

第57条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をまたは権利を放棄しようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経なければならない。

② 借入金(その会計年度内の収入をもって償還される一時借入金を除く)についても同様とする。

(会計年度)

第58条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、理事会、評議員会および総会の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第60条 本会の解散は、理事会、評議員会および総会において、出席人員の4分の3以上の同意を経なければならない。

第61条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、理事会、評議員および総会の議決を経て行う。

## 第8章 補 則

第62条 この定款施行についての細則は、別に定める。細則の制定および変更は、理事会および評議員会の議決による。

## 付 則

1. この定款は、昭和51年10月12日より施行する。
2. 初年度の会計年度は昭和51年10月12日より昭和52年12月31日までとする。
3. 第1期の役員はこの定款によらず、発起人会の決定による。
4. 初年度の評議員の半数のみは、任期を1年とする。
5. 昭和55年10月8日一部変更  
昭和61年10月24日一部変更  
昭和63年10月8日一部変更  
平成3年3月11日一部変更  
平成5年9月2日一部変更

平成13年12月8日一部変更

## 静電気学会年次大会規程

(昭和52年1月31日制定)

第1条 本年次大会(以下、大会という)は、定款第5条1項に定められた事業を行う。

第2条 本大会は、学会員の研究発表、討論、知識の交換を図り、静電気の学術、技術の発展、学会員相互の進歩のために、静電気学会単独または他の学協会と連合して、毎年1回以上開催する。ただし、理事会の決議により休会することができる。

第3条 本大会には、大会を円滑に施行するために、次の役員をおく。

委員長1名 副委員長1名 幹事2名  
委員若干名

第4条 本大会の役員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

第5条 第5条本大会の施行に必要な事項は別に内規を定める。

## 静電気学会研究会規程

(昭和57年2月19日改訂)

第1条 本学会の研究会は、学会員の衆知を糾合して、静電気に関する学術、技術に関した調査研究を行い、社会の繁栄に貢献する方策をたて、会員に広く滲透、衆知を図ることを目的とする。

第2条 本研究会は次の3種をもって構成する。

1. 部門研究会: 学会員全体の研究活動を推進するために設ける。
2. 研究委員会: 専門分野の有益な調査研究を推進するために設ける。
3. 特別研究会: 主として海外との学術、技術の交流を推進するために設ける。

第3条 第2条の各研究会は、静電気に関する学術、技術の動向、学会員の要請を広く調査し、本研究会の目的に適した問題を調査研究の対象とする。

第4条 第2条の各種研究会には、調査研究の事項ごとに定めた研究会、委員会を理事会の承認によって設置することができる。

第5条 第4条によって設けられた研究会、委員会に対し、理事会で定める経費を支弁する。

第6条 第4条の研究会、委員会には、それぞれ委員

長(代理可)1名、幹事2名以内、幹事補佐2名以内をおき、委員長、幹事、幹事補佐は研究会担当理事と相互に連携をとりながら会の円滑な運営を行う。

第7条 本研究会は調査研究の成果、あるいは研究経過を社会、学会員に還元するため、必要に応じて討論会、講演会、講習会を開催、技術報告書を発刊することができる。

第8条 本研究会は他の学協会と連合して調査研究を行うことができる。

第9条 本研究会の遂行に必要な事項は別に内規を定める。

## 静電気学会編集委員会規程

(1983年9月22日改訂)

### 1. 目的

編集委員会は定款5条第4項に定められた機関誌(以下、会誌という)の編集に関する事項を円滑、迅速に行う。

### 2. 構成

2.1 編集委員会には、会誌の編集のために編集委員長1名、幹事2名、委員会若干名をおく。

2.2 編集委員長、幹事、委員は静電気学会の会員で、編集委員長は委員の中の1名、幹事は委員の中の2名が任じ、編集委員長は会長の指名、幹事は編集委員長の指名によって選任される。

2.3 編集委員会には業務によって委員から構成される若干の部門を設け、各部門には主査をおく。

### 3. 業務

編集委員会は次の業務を行う。

(1) 編集委員長は編集委員会の会務を主宰する。

(2) 幹事は編集委員長を補佐し、委員の業務を掌理する。

(3) 部門主査はその部門における掌理事項を主宰する。

(4) 会誌定期発行に関する編集事項の審議。

(5) 理事会または運営理事会への提案事項の審議。

(6) その他会誌編集に関する事項の審議。

### 4. 任期

編集委員長、幹事、委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

### 5. 会合

5.1 編集委員長、各部門の主査は必要に応じて随時会合を開催することができる。

5.2 編集委員会には必要に応じて他の理事、会長の委嘱を受けた編集業務に関与する者の参加を求めて開催することができる。

### 6. その他

本規程の施行に必要な事項は別に編集委員会内規を定める。

## 静電気学会学会賞規程

(1988年9月20日改訂)

第1条 本学会に学会賞として功績賞、進歩賞、論文賞、著作賞、会長賞、野口賞および技術賞を設定し、毎年1回、年次大会の席上で表彰を行う。

第2条 功績賞は、静電気分野の発展に特に顕著な貢献をした個人または団体を選定して、賞状を贈呈する。

第3条 進歩賞は、静電気に関する製品、設備方式などを新たに完成または改良し、その効果が顕著であった個人または団体を選定して、賞状を贈って表彰する。

第4条 論文賞は、本学会誌に発表された優秀な論文の著者に、賞状を贈って表彰する。

第5条 著作賞は、静電気に関する優秀な著書の著者に、賞状を贈って表彰する。

第6条 会長賞は表彰に価する業績のある個人または団体を選定して、賞状を贈って表彰する。

第7条 野口賞は、将来、静電気分野の発展に貢献することが期待される40才以下の個人を選定して、賞状ならびに副賞を贈呈する。

第8条 技術賞は、静電気の技術分野の発展に貢献した個人または団体を選定して、賞状を贈って表彰する。

第9条 学会賞受賞候補者は、静電気学会の会員で、本学会の正会員および賛助会員の推薦による。

第10条 受賞候補者の推薦は、別に定める推薦用紙により、会長宛に提出するものとする。

第11条 受賞者は、別に定める学会賞選考委員会を選定する。